

## 女性の起業支援事業 業務委託仕様書

### 1 事業の目的等

#### (1) 事業の目的

女性の起業ニーズが高い個人向けサービス\*やソーシャルビジネスなどの分野で起業を志す女性を対象に、起業経験者との交流の場や経営に必要な知識を習得する機会などを提供するイベントを実施することで、山梨県内における女性の起業を促進する。

※ 個人向けサービス（中小企業白書より）

ここでは、日本標準産業分類における「宿泊業」、「飲食店」、「洗濯・理容・美容・浴場業」、「その他の生活関連サービス業」、「その他の教育、学習支援業」などの業種をいう。

#### (2) 事業のスケジュール・実施期間

##### ア 参加者募集・イベント（講座・交流会・現地見学会）

業務委託期間は契約締結日から平成29年2月10日までとし、イベント開催日時は企画提案の内容をもとに県と協議の上で決定する。

### 2 委託業務の内容

#### (1) 参加者募集

次のイベント実施のため、県内で起業して間もない女性や、これから起業したいと考えている女性を募集する。

#### (2) イベントの実施

イベントは、次の「エ」の内容に留意のうえ、「ア」から「ウ」を含む内容とする。

##### ア 講座

参加者に対して起業を成功させるために有効な気づきや情報を提供するため、次の内容の講座を実施する。

- ・ 個人向けサービスやソーシャルビジネスなどの分野で起業をするにあたっての基本的な考え方
- ・ マーケティングや財務管理などの経営ノウハウ
- ・ 個人向けサービスやソーシャルビジネスなどの分野で活躍する女性起業家による起業体験談

##### イ 女性起業家と起業を志す女性との交流会

起業にあたって有効なネットワークを構築する機会を提供するため、上記「ア」の講師などの女性起業家とイベント参加者との交流会を実施する。

##### ウ 現地見学会

起業を成功させるために有効な情報を体験的に得る機会を提供するため、県内の先進的な事業活動の見学会を実施する。この際、受入先事業者と参加者との交流会も実施する。

## エ イベント実施時の留意点

- ・ 託児のためのスペースの設置や、開催回数や時間の工夫など、育児を担う人にも参加しやすいイベントとすること。
- ・ 受託事業者はイベント実施にあたり万一の事故等に備え、必要な損害賠償保険等へ加入すること。
- ・ 本事業の効果的かつ円滑な運営に必要な各種の業務を実施すること。

## 3 県への実施報告

受託事業者は、委託業務完了後速やかに、事業完了報告書（様式1）を県に提出する。

なお、受託事業者は、イベント参加者に対し、イベントの満足度や支援ニーズなどに関してアンケート等による調査を行うとともに、その結果を報告書とあわせて県へ提出する。

## 4 委託事業の一般原則

- ・ イベント参加者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失し、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことなどのないよう、情報の取扱に万全の注意を払うものとする。
- ・ 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- ・ 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については山梨県に帰属する。
- ・ 事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は山梨県と協議のうえ決定する。

## 5 その他

委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、山梨県と受託者で協議の上、業務を遂行する。

(様式1)

平成 年 月 日

山梨県知事 後藤 齋 殿

所在地  
会社名  
代表者氏名

## 女性の起業支援事業完了報告書

「女性の起業支援事業 業務委託仕様書」に基づき、次のとおり報告します。

1 委託事業実施期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

2 委託業務の実績（別添資料とすることも可）

※ 以下の（1）～（3）を参考に必要な項目を記載

（1）イベント実施日時

（2）イベント参加者募集の実施状況（媒体・実施期間等）

（3）イベント実施状況

※ 講座、交流会、現地見学会それぞれについて、招聘講師、見学先事業者、参加者一覧、実施内容などを記載（実施状況の写真を添付）。

（4）参加者へのアンケート結果